

鹿屋市国際交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市の国際交流の促進を図るため、予算の範囲内において鹿屋市国際交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、鹿屋市国際交流協会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鹿屋市の国際交流の促進に資する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費で、次の表に定めるとおりとする。

区分	内容
報償費	講師、専門家等（以下「講師等」という。）の報酬又は謝礼に要する経費
旅費	講師等の交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、備品購入費、燃料費、記念品購入費、食糧費及び印刷製本費。ただし、食糧費については、講師等並びに補助対象事業の実施に直接携わる会員及びボランティアの弁当及び飲物代に限る。
役務費	手数料、通信運搬費、広告宣伝費、保険料及び筆耕翻訳料
使用料及び賃借料	会場、機器、自動車等の使用又は借上げに要する経費
委託料	会場設営、看板製作、警備、デザイン等の委託に要する経費
負担金	研修、体験事業、地域行事等への参加に要する経費
その他	その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

(1) 飲食を主な目的とする集会の食糧費

(2) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示（平成18年鹿屋市告示第14号）の一部を次のように改正する。

表第1中鹿屋市国際交流促進事業の項を削る。